

整理番号：1-1

提言題名：幼児等の親からの虐待死を防ぐために市でできることは？

### 【提言の要旨】

東京都目黒区の5歳幼女虐待死事件、ご存じと思います。全国の母親だけでなく、誰もが胸えぐられる思いです。保育園等で見つかる虐待も多いですが、今回のように登園していなければ、さらに監禁状態であれば誰の目にも心にもとまりません。

たとえば、出生を届け出た時点で一律に「スクスクナンバー」のような個人がわかるナンバーをつくり、保育園等入園入所以前の時点で（検診を受けているか、予防接種を受けているか等）危険因子をチェックし、保育園等に属していない子をナンバー追跡で確実にすくい上げ、自宅訪問3回で子どもに会えない場合には入室にて確認できる等のルールを制定する…。私には、この程度のことしか浮かびませんが。

罪を犯した親にも教育が必要でしょうが、まずは自力で逃げる知恵も力もない幼子が先です。市長さん、まず取手市から一歩を始めませんか？ 今もどこかで東京都目黒区の5歳幼女と同じ思いでむごい仕打ちに耐え続けている幼い命があるのでは…。どんな一歩でもかまいません。どうぞよろしくお願いいたします。

（50代 女性 平成30年6月受付）

### 【回答の要旨】

（回答1）

「市長への手紙」を通して大変貴重なご提案をいただき感謝申し上げます。

このたびの東京都目黒区の5歳幼女虐待死事件については、本市としましてもたいへん心を痛めているところであり、児童虐待の事案については、これまで以上に気を引き締めて対応していく必要性を痛感しているところです。

本市においては、児童虐待等に関する相談、通告の窓口として福祉部子育て支援課内に家庭児童相談室が設置されており、家庭相談員などの専門職員が関係法令、対応マニュアル等を参酌し、適宜、適切な対応に努めております。

まず、本市に児童虐待の通告があった場合には、児童相談所運営指針で定められている「48時間ルール」に基づき、48時間以内に子どもを直接目視して安全確認を徹底し、緊急対応が必要な場合は、児童相談所や警察との連携を取りながら対応しています。

また、家庭訪問を繰り返しても子どもに会わせてもらえない場合は、立入調査・出頭要求権限を有する児童相談所に連絡することになっており、児童相談所は、状況によって警察の援助を受けながら立入調査をすることになっています。なお、本市では、虐待通告による家庭訪問において、子どもに会えなかったことは、これまで発生していないと認識しております。さらに、あらゆる手を尽くしても子どもの所在が明らかにならなかった場合（所在不明児）

には、児童相談所を経由して警察に行方不明者届を提出することになっています。幸いにも、本市において平成 29 年度に対象となった所在不明児はありません。

保健センターの各種の健診後から小学校入学前で、保育所や幼稚園に入っていない子どもの把握については、ご提案の「スクスクナンバー」のような手法は有用であり、参考とさせていただきます。

また、自力で逃れることが困難な子どもたちの生命は、行政だけではなく、地域の見守る目がとても大切だと考えております。これまでも住民の方からの児童虐待に関する通告により、早期に市や児童相談所が介入できたことで、一時保護や家庭支援へと繋がった場合が数多くありました。今後、今回のような事件が繰り返されることのないよう、取手市としましても、地域や児童相談所、警察等、関係機関との連携を更に強化し、対応してまいります。

(子育て支援課 平成 30 年 6 月回答)

(回答 2)

保健センターではお子様が生まれますと、全員のお宅に連絡をとり訪問をしています。里帰りの場合は希望により他市町村への新生児訪問の依頼をし、赤ちゃんの発育の確認や母の育児不安の軽減に努めています。

各種健診の未受診者に対しては訪問したり、予防接種や就園の確認などを行っています。それでも確認できない場合は子育て支援課と連携し、所在の確認を行っています。

予防接種の未受診の確認も、2歳前にMR（麻疹・風疹混合ワクチン）の接種勧奨をしている他、各種健診や相談時に、予防接種の接種状況の確認を行っています。母の育児不安や子どもの発達、家族に対しても支援が必要な場合は地区担当の保健師が支援をし、必要に応じて他機関と連携をしています。

(保健センター 平成 30 年 6 月回答)